

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2004 年 12 月 6 日 (月) ~12 月 10 日 (金)
 場所 : メルボルン (オーストラリア)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	ステップ 4 における規格素案および関連文書の検討
(a)	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価のためのガイドラインの付属文書 (ステップ 4)
(b)	電子証明のための原則素案 (ステップ 4)
(c)	リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン素案 (ステップ 4)
4.	食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングについての討議資料
5.	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂についての討議資料
6.	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂についての討議資料
7.	食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける“適当な期間”の明確化についての討議資料
8.	その他及び今後の作業
9.	次回の開催日時及び開催地
10.	報告書の採択

第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時：2004 年 12 月 6 日 (月) ～10 日 (金)

場所：メルボルン (オーストラリア)

主要議題の検討内容

議題 3 ステップ 4 における規格素案及び関連文書の検討

(a) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの添付書類の検討

第 11 回部会において、採択された「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」について、第 26 回総会における韓国及びペルーからのコメントに基づき、第 12 回部会において、ガイドラインの実施に資するように、より具体性をもたすための添付資料について検討することとしたものである。

検討項目としては、①同等性を評価する措置の特定、②同等性評価のための要請文書、③同等性評価のための輸出国への現地訪問の条件、④比較のための目標ベースの決定、⑤同等性の判断過程における詳細項目、⑥輸入国による技術的協力があげられており、既存のガイドラインとの整合性を図り、順次検討を進めていくことが提案されている。

我が国は、食品の輸入国であるという立場から、ガイドラインが実効性のあるものとなるよう対応したい。

(b) 電子証明のための原則素案

本素案は既存の「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」に対し、さらに、電子証明書の作成、転送、受理についての原則を検討するものである。

我が国においても、一部電子証明書のシステムを導入しており、輸入国としての立場から既存のシステムとの整合性を考慮しつつ実施可能なものとなるよう対応したい。

(c) リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン素案

本素案については、第 12 回部会において、米国から新規作業として食品安

全に求められるリスクをベースにした輸入食品の検査のためのガイドライン作成の提案がなされたものである。

輸入時の規制はリスク評価に基づいた規制である必要があるとの観点から、国際基準との整合性と透明性、輸出入国の調和、危害分析に基づくサンプリング頻度、輸入品の手続きの迅速化等について議論される。

科学に基づく規制の実施、透明性、国際基準との整合性の確保は、SPS協定でも定められているところであり、更に、科学的正当性があれば各国で必要な規制を行うことは認められていることから、輸入食品の安全確保の観点から輸入国の主張について取り入れられるよう対応したい。

議題 4 食品検査認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの討議資料

前回の第 12 回部会において、ワーキンググループが作成した討論用書面に基づき討議し、EU、日本等は、新規作業を支持すること、安全性確保目的のみならず、表示の信頼性確保等の目的のためにも重要であることを表明したが、オーストラリア等は、トレーサビリティ／プロダクトトレーシング (T/PT) の定義を明らかにするための一般原則部会での作業の結論を待つべき (他の部会、特に一般原則部会からの更なるガイダンスを待ち、適当であれば、後の段階で更なる行動を決定) とした。

先般開催された、一般原則部会及び総会において、T/PT の定義については、「生産・加工・流通の特定段階において、食品の動向を追跡する能力」と採択されたことから、本部会において、各国のコメントやオーストラリアが準備した試案に基づき議論される。

我が国が農産物、食品の大輸入国であることにかんがみれば、各国においてトレーサビリティが導入されることは、食品の安心・安全の確保、違反等発生時の遡り調査の観点から望ましく、コーデックスのガイドライン等の策定に積極的に貢献していく必要があるとの立場で、各国の発言に留意し対応したい。